

JAS 制度のあり方検討会 中間取りまとめ(案) に対する意見

平成 16 年 6 月 29 日
(財)食品産業センター
理事長 岩崎 充利

(1) JAS制度の意義について

中間取りまとめ(案)においても指摘されている通り、JAS 制度はこれまで、まがい物・粗悪品の防止や個別の飲食料品等の品質向上に大きな役割を果たしてきており、消費者の商品選択の拠り所としての役割を担ってきました。その点についてはこれからも積極的にその役割を果たしていかなければならないものと考えます。

また、食に対する信頼性の更なる確保と新しい社会的ニーズへの対応ということも極めて重要な視点であり、適切な制度の見直しも図っていかなければならないと考えます。

いずれにしても、上記の二点を踏まえて、しっかりと対応して頂きたいと思料します。

(2) 「標準規格」と「特色規格」について

今回、JAS 制度のあり方を検討していく中で、「標準規格」、「特色規格」という新たな規格が提案されていますが、「標準規格」については、それが Basic Standard という位置付けがなされるものなのであれば、ここで用いられる用語は「基本規格」あるいはそれに準ずる名称とすべきであります。

基本ということから全ての食品に対して基本規格として導入すべきであるというものではなく、必要と考えられる個々の食品に対し、基本規格を制定すべきものと考えます。

今回新たな考え方を基に規格を制定するのであれば、その用語には適切なものを与えるべきであり、制度を普及していく上でも、名称を適切なものとすることは重要なことであります。

また、「特色規格」については、今回の中間取りまとめ(案)でも説明されているように、優劣あるいは上位に対し下位というような、価値判断を含む位置付けを与えるものではないという視点に立っていただき、前記の JAS 制度の果たす役割を十分に踏まえ、対応をお願いいたします。

(3) 新たな社会ニーズに対応したJAS規格

JAS 規格の基本は「消費者の選択に資する」ということであり、社会的なニーズに応えた JAS 規格を導入するということは、個別の物資に着目して定められる JAS 規格のみならず、物資横断的なものや新規の品目も取り入れ、広い視野で検討すべき重要な問題であります。

当センターからも 3 月来、意見書の中ですでに提案しておりますが、これら新たな JAS 規格の設定については早い時期の検討を積極的に進めていただきたい。

(4) 名称規制のあり方と個別品目の品質表示基準の統合について

名称の定義・個別品表により、商品概念を明らかにする名称とその定義が定まっているということは、飲食料品の内容や品質について消費者が期待するもの、すなわち、消費者の購買時の便宜、調理・食習慣といった日本の食生活の基本を形作ってきたものであるということを十分認識する必要があります。

名称規制が消費者の選択の妨げとなっているというような声を聞くことはなく、消費者が安心して商品を選択できることに寄与しているという現実を認識する必要があります。

このように名称・定義は非常に重要なものであり、その廃止については個別品表の5年毎の見直しの中で専門家の意見とJAS調査会での十分な検討と議論を踏まえ、慎重に対応していただきたい。

(5) 表示規制の対象の拡大について

流通環境、情報伝達方法の変化に伴い、飲食料品においても従来以上の多様な販売形態が急速に拡大しており、そのような従来とは異なる流通・販売形態においても消費者に対する適切な表示・情報伝達方法を整備し、消費者に提供することは大切なことであると考えます。

しかしながら、従来想定されていた店頭販売と異なり、いわゆる通信販売、カタログ販売においては情報提供時と商品引渡し時に相当の時間的乖離があること、情報提供手段、媒体に物理的制約(面積、説明時間等)があること等、販売形態特有の課題があることから、表示の義務付けを検討するに際しては、流通・販売の実態、商品の特性等、関係業界の意見を十分反映していただきたい。

(6) 表示を行う際の根拠書類等の保持について

根拠書類等の保持が義務付けられる場合、加工食品のみならず生鮮食品もその対象となりますが、加工食品と生鮮食品では流通・販売の形態が異なっているため、制度の導入に際しては生鮮品について市場等の関係者の意見を聞きながら、その実効性について十分な調査・検討を要すると考えています。

(7) その他(具体的修文の要望として)

(2) でお願いしていることに加え、下記項目について訂正・追加をお願いします。

- ・ 4. JAS規格の制定・見直しの基準への反映、について

【対応方向】の中、

- (1) 規格の見直しの基準、(b)「標準規格」とする場合

③項8行目(9ページ、上から18行目)、

まがい物防止の観点から必要なもの等に限定し、と「等」を入れていただきたい。

- ・(c) ①項(9 ページ、24 行目)については、JAS の格付率が上がり、品質の格差が小さくなれば、当該 JAS の役割は終わり、廃止するというようにも取れることから、前回の意見書では削除の方向でお願いしたが、どうしても残すのであれば次のように追加・訂正をお願いしたい。

① 現行の製品のほとんどが期待される品質に到達しており、今後の状況を勘案してもその状況に変化なく、品質の格差が広がらないと見込まれるもの、 ②以下同文
としていただきたい。

また、IV 品質表示基準のあり方 については、

- ・【対応方向】(19 ページ、上から 9 行目)

重大な誤認が生じる等の懸念がない限り、今後のJAS規格の5年後との見直しの際に、原則として廃止を検討すべきである。

と、下線部分の文言を挿入していただきたい。

以上、